

平成30年度の入所申込みを下記のとおり受け付けます。

入所を希望される方は、この案内をよく読んで定められた期日までに手続きをしてください。

保 育 所 と は

保育所へ入所できるのは、両親（両親と別居している場合には児童の面倒をみている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

したがって、申込みをすれば必ず入所できるというものではありません。

保育所へ入所できる基準

- ① 家庭外労働・・・ 児童の親が家庭の外で仕事に従事し、保育ができない場合（会社員・農業・自営業など）
- ② 家庭内労働・・・ 児童の親が家庭で日常の家事以外の仕事に従事し、児童の保育ができない場合（内職など）
- ③ 親のいない家庭・・・ 親の死亡、行方不明、拘禁等の理由により親のいない場合
- ④ 母親の出産等・・・ 母親が出産前後、病気、心身に障害があったりして児童の保育ができない場合
- ⑤ 病人の看護等・・・ 児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいるため、いつもその看護にあたっており児童の保育ができない場合
- ⑥ 家庭の災害・・・ 火災や風水害、地震等の災害に遭い、その家屋を失ったり、破損したりしたためその復旧の間児童の保育ができない場合
- ⑦ その他・・・ 求職活動・学校や職業訓練など上記以外で町長が必要と認める場合

以上の理由でも、児童と同居している親族の中に保育ができる方がいる場合は、保育所への入所ができない場合があります。

また、各保育所には、入所できる定員がありますので、保育の必要度の高い家庭から優先的に決定されます。

保 育 認 定 に つ い て

◆支給認定区分について

年齢	保育の必要性	支給認定区分	有効期間
満3歳以上	あり	2号認定	小学校就学前の3月31日まで
満3歳未満	あり	3号認定	満3歳の誕生日の前日まで

【保育の必要性を判断する事由】

- | | |
|--|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 就労・就学 月60時間以上 | <input type="checkbox"/> 災害復旧 |
| <input type="checkbox"/> 産前・産後期間（出産予定日の前2か月から出産日の後2か月まで） | <input type="checkbox"/> 求職活動（2か月間） |
| <input type="checkbox"/> 保護者の疾病・障害 | <input type="checkbox"/> その他町長が認める場合 |
| <input type="checkbox"/> 同居または別居の親族の常時介護・看護 | |
| <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれがある場合 | |

◆保育時間について

保育時間	就労の場合の認定基準となる就労時間	就労以外で保育を必要とする事由	利用時間
保育標準時間	月120時間以上	就学・出産 など	1日11時間以内
保育短時間	月60時間以上 120時間未満	求職・疾病・障害 介護・看護 など	1日8時間以内

※ 利用時間帯を超える利用については、延長保育料が必要になります。

◆町内の保育所

保育所名	利用定員	所在地	電話番号	入所対象児童
三名保育園	130	三名	75-2639	町内在住の未就学児
木脇保育園	50	桑鶴	75-2471	〃
本庄西部保育所	100	稲荷	75-2090	〃
森永保育園	60	竹田	75-2450	〃
国富こすもす保育園	45	宮王丸	75-5343	〃
北俣保育園	60	井野	78-1410	〃
こばと保育園	45	十日町東	75-4514	〃
太田原保育園	60	太田原	75-6778	〃
国富東保育園	90	平原	75-4153	〃
合計	650	※見学される場合は各園へお問合せください。		

入 所 申 込 み に つ い て

- 1 受付期間 平成 29 年 12 月 18 日(月)から平成 30 年 1 月 31 日(水)まで
- 2 受付場所 役場福祉課または各保育所
- 3 提出書類 下記のア～エ

ア 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書
(兼 特定教育・保育施設入所申込書)・・・入所希望児童 1 人につき 1 部

イ 調査票 (裏面：同意書)・・・1 部

ウ 就労証明書・・・父親分 1 部・母親分 1 部

お仕事の内容により用紙が異なります。

① 就労 (内職) 証明書

該当者：お勤め・内職の方 (給与所得者)

② 自営証明書

該当者：農業・自営業等の方

※民生児童委員の証明が必要です。

当該地区の民生児童委員より証明を受けてください。連絡先等が不明
の場合は役場福祉課にお問合せください。

③ 保育を必要とすることの申立書

該当者：疾病・出産・介護・求職等の状況にあり保育ができない方
それぞれ該当する欄に記入し、必要な書類を添付してください。

エ 税関係書類

① 平成 28 年 12 月 31 日以前から国富町に引き続き居住されている方
・・・提出の必要はありません。

② 平成 29 年 1 月 1 日時点で国富町に居住されていない方 (単身赴任な
ど父母いずれかが町外に居住されている方も含む)

・・・平成 29 年度市町村民税所得課税証明書

入 所 決 定 に つ い て

1 入所の決定

- ① 書類審査により行います。必要に応じて電話確認などの調査を行います。
- ② 申込みをした保育所が入所定員を著しく超えた場合は、面接を行います。面接該当者には2月中旬に電話等により連絡を行います。面接の後、公平な選考を行い、入所の優先度の高い方から入所決定をします。
- ③ 認定証、及び入所決定、保留、却下の通知は3月中旬に行います。

2 保育料の決定

- ① 市町村民税の課税内容により、保育料の階層が決定されます。

※保育料決定の際の税額合算について

- ・ 祖父母等が家計の主宰者である場合・・・祖父母等の税額 + 父母の税額
- ・ 祖父母等が家計の主宰者でない場合・・・父母の税額

[家計の主宰者]

保育所入所児童を税申告でも健康保険証でも扶養の対象としているなど、その世帯の中心となって生計を支えている方

- ② 階層が決定されましたら、年齢区分（3歳未満児、3歳以上児）により保育料が決定されます。（別表参照：ただし変更の場合あり）
国富町ではB階層を除くすべての階層で国の定める基準額に対し軽減措置を行っています。

※年齢区分について

年齢の判定は4月1日現在の満年齢で行います。（入所日以降に誕生日をむかえても年度途中で年齢区分は変更になりません。）

- ③ 保護者が災害に遭うなど所得に著しい変動が生じたり、死亡したことにより、保育料を納めることが困難となった場合、保育料の減免を申請することができます。

まずは、役場福祉課までご相談ください。

(注意)

- 平成 30 年 5 月以降に入所申込みをされる場合は、入所を希望される月の前月 20 日（20 日が土日祝日の場合はその前日）までに提出してください。
- 平成 30 年 1 月 1 日現在で国富町以外の市町村に居住されていた方は、別に平成 30 年度市町村民税所得課税証明書が必要になります。
証明書は、その年の 1 月 1 日現在の居住市町村で取得してください。
その際は証明書の年度をお間違えのないようご注意ください。
また、住民税特別徴収税額通知書（または納税通知書）をお持ちの場合は、その写しでも可能です。
- 祖父母等が家計の主宰者である場合は、その方の課税情報も保育料の算定に反映されます。家計の主宰者については 4 ページの「2 保育料の決定」をご覧ください。
- 保育料については、保護者等の住民税課税情報をもとに決定されます。
保育料は 9 月に切り替えとなります。4 月にさかのぼっての保育料の変更は行いません。

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	31 年度
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	4~8 月
平成 29 年度住民税					平成 30 年度住民税							

平成 30 年 4 月～8 月の保育料は、平成 29 年度の住民税で決定
平成 30 年 9 月～平成 31 年 8 月の保育料は、平成 30 年度住民税で決定

